

「県立学校家族休暇制度」Q & A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、単元テストなど、行事計画表には掲載されないテストもありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 高校計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

県立中学校・特別支援学校前日も届け出ることは可能ですが、給食費の負担が発生してしまうことから、学校が定める期限までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いいたします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いいたします。

Q9 高校・特別支援学校の一部の生徒※もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

※ 以上の記載は、県教育委員会より出されている Q&A ですので、泊高校午前部について不明な点は担任へ問い合わせてください。